

平成二十三年第六回

荒川区教育委員会定例会

平成二十三年三月二十五日
於）荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成二十三年荒川区教育委員会第六回定例会

一 日 時

平成二十三年三月二十五日

午後一時三十分

二 場 所

特別会議室

三 出席委員

委員長職務代理者

高田昭仁

委員 長

小林敦子

委員 員

川寄祐弘

四 出席職員

教育部 長

新井基司

教育総務課 長

入野隆二

教育施設課 長

樋口隆之

学務課 長

三枝直樹

社会教育課 長

佐藤泰祥

社会体育課 長

泉谷清文

指導室 長

鈴木明雄

南千住図書館 長

東山忠史

五

案
件

(一) 審議事項

議案第 十五号	荒川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	書 記	新 井 裕
議案第 十六号	荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	書 記	大 谷 実
議案第 十七号	荒川遊園スポーツハウス条例施行規則	書 記	湯 田 道 徳
議案第 十八号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
議案第 十九号	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
議案第 二十号	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則		
議案第 二十一号	幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則		
議案第 二十二号	幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則		
議案第 二十三号	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則		

議案第二十四号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
議案第二十五号 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
議案第二十六号 指導主事の任用について
議案第二十七号 荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について

(二) 報告事項

ア 平成二十二年度荒川区教職員表彰について
イ 東北地方太平洋沖地震の対応状況について
ウ 汐入小学校増設校舎余裕教室を活用した保育暫定施設の開設について
エ 平成二十三年度教科用図書の採択について
オ 幼児期の芸術教育の実施について(報告)
カ 公立学校教職員の処分について(報告)

(三) その他

委員長

ただいまから、荒川区教育委員会第六回定例会を開催いたします。前回第五回は、大きな地震が開始直前に参りましたので休会といたしました。きょうは、その分も含めてご審議をいただきたいと思えます。

出席委員数のご報告を申し上げます。五名出席でございます。

会議録の署名委員は、小林委員及び川寄委員にお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いします。

教育長

本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、本日の議事日程に従い議事を進めます。

あらかじめ送付した開催通知では、審議事項十四件、報告事項五件としてご案内しておりましたが、本日はお手元の次第のとおり、審議事項を一件削除し、報告事項を一件追加させていただきました。

また、本日の議事進行ですが、説明者である事務局の都合により、皆様に事前にお送りしております議事日程の審議・報告順を一部変更させていただきますことをご了承お願いします。初めに報告を行います。

まず、「平成二十二年荒川区教職員表彰について」、説明をお願いします。

教育総務課長

平成二十二年荒川区教職員表彰でございます。本制度につきましましては、他の模範となる実績

のあった教職員を表彰することにより、教職員全体の士気を高め、学校教育の充実を図ることを目的として毎年実施をしているものでございます。各校長より推薦のありました者・団体につきまして、教育長を会長といたします審査委員会におきまして厳正な審査を行った結果、お手元に「表彰者一覧」の資料をご用意させていただいておりますけれども、その一覧のとおり、個人の一部十二件、団体の部十件、合わせまして二十二件の表彰者を決定したところでございます。

なお、三月十五日に表彰式を予定してございましたけれども、三月十一日に発生をいたしました東北地方太平洋沖地震の影響により、式典につきましては中止をさせていただいております。ところでございます。賞状等につきましては、各学校を通じまして該当する教職員の方にお渡ししてございます。

具体的な被表彰者の実績等につきましては、本日、時間の関係もございませぬので、ご説明を省略させていただきます。後ほどご確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ただいまの説明について質問などありませんか。

(委員長一同 ―――― 質疑なし)

委員長

次に、「東北地方太平洋沖地震の対応状況について」、説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、お手元の資料に基づきまして、東北地方太平洋沖地震に関します荒川区並びに荒川区教育委員会におきます主な対応につきまして、本日ご報告を申し上げます。こ

の間、事務局より、逐次、情報提供をしなくてはならなかったところでございますけれども、対応に追われ、本日こういった形でのご報告となりましたことをどうぞお許しいただきますようお願いをいたします。

初めに、三月十四日の議会報告並びに区のホームページへ掲載している情報の概要でございます。資料の二「区内の被害状況」。十四日の午前八時時点で集約をし、議会に報告をした内容でございます。記載のとおり、死者、負傷者、火災の発生はございませんでした。民間家屋につきましては、建物の倒壊はございませんでしたけれども、外壁やかわらの落下などの一部損傷を受けました家屋が二十七件。区の施設につきましては大きな破損はございませんでした。この時点で詳細な安全確認を実施中でした。私ども教育委員会におきましても、管理いたします教育施設につきまして、教育施設課等を中心に安全確認を行ってきたところでございます。

結果といたしまして、二十数施設で壁や床のひび割れ等がございましたが、建物本体の強度に影響するような大規模な損傷は確認されてございません。この間、必要な補修工事等、緊急工事を実施してございます。年度内には基本的にはすべて完了する見通しとなつてございます。なお、一部、汐入東小学校の屋上のプールの床が、可動床のずれと言つたらいいのでしようか、少しゆがんでしまったという状況が出てございます。こちらにつきましては、現在、対応方、引き続き検討中という状況でございます。

それから、道路、橋梁、自転車駐輪場、公園、占有企業のそれぞれの被害状況等につきまして、記載のとおりでございます。

三といたしまして、「発災直後の荒川区の対応」でございます。こちらにつきましても、議会報告をいたしました十四日の午前八時時点で一度まとめさせていただいてございます。三月十一日

の地震発生直後に、荒川区災害対策本部を設置し、以下のような対応を行ってきたところでございます。

区民・帰宅困難者への区施設への受け入れでございます。当日の地震に伴い、家屋等に不安を感じる区民の方、あるいは鉄道がとまったということと帰宅困難者が多数発生をいたしました。その対応といたしまして、ふれあい館や学校等の区施設、合わせまして二十三カ所で十一日から十二日、鉄道復旧までの間、千九百二十六人の方を受け入れることとなりました。教育委員会の所管施設といたしましては、こちらの十二施設、町屋文化センター二百名、生涯学習センター百三十七名のほか、第一中百五十名、南千住第二中百五十名、ひぐらし小三十二名等の小・中学校で、それから南千住図書館におきましても区民・帰宅困難者の受け入れを行ったところでございます。

その他、高齢者等への対応につきましては、以下、二ページにかけまして記載のとおりでございます。各部協力をしながら、発災後の対応に努めてまいったところでございます。

(二)「区の事業等への対応」でございます。発災直後でございますけれども、十三日には区役所の日曜開庁が予定されてございました。職員の体制を確保した上で、予定をしております。午前中の日曜開庁並びに十四日以降につきましても、区の本庁舎の業務について通常どおり実施をしております。

ただし、こちらに記載をさせていただきました安全確認が必要な幾つかの施設。こちらにつきましては、安全確認が整うまで休止ということとしてございます。荒川区教育委員会の所管施設としては、荒川図書館及び町屋図書館が、書架等が転倒、あるいは図書が散乱するといったような状況がございました。それを踏まえ、棚の修復等が終わるまでの間、休止をさせていただきます。

した。翌週には環境整備が整ったということ、この両館とも業務を再開しているところがございます。

旧道灌山中学校体育館並びに旧真土小学校体育館におきましては、耐震性に不安があるということ、余震が完全におさまるまで使用を停止している状況でございます。

それから、荒川河川敷の運動施設でございますけれども、津波等の心配、注意報等が出されていた間につきましては使用停止いたしました。現在は使用を再開してございます。

それから、科学館のプラネタリウム施設でございますけれども、プラネタリウム設備が破損するといったような事態となつてございます。したがって、現在、プラネタリウム施設を活用しました区民教室等は休止をしている状況でございます。

次に、当日の学校運営でございます。発災後、被害状況の把握、在園・在学児童の安全確認を行つてございます。特に児童・生徒に対する被害はございませんでした。

なお、当日、第三中学校につきましては葛西臨海公園で校外学習中でありました。百三名の者が校外学習に行つておりましたけれども、発災後、電車の運行がストップしたために、近接いたします江戸川区立臨海小学校に緊急避難をいたしました。女子生徒につきました。区のマイクロバスを二往復させた上で、翌十二日の午前三時ごろに無事に区内に帰つてきたという状況でございます。また、男子生徒につきました。電車は復旧いたしましたので、同様に十二日の午前九時五十分ごろに南千住駅に到着し、帰宅をさせたという経過がございます。

また、原中学校七十八名につきましては、長野県佐久に校外学習でスキーに出かけておりました。高速道路不通という状況の中で、一般道路を使い、大変時間はかかりましたけれども、翌日十二日の午前二時四十五分に無事に帰宅をしたという状況でございます。

なお、全幼稚園長、小・中学校長に対し、本地震による対応につきまして、十二日午前、ファクスにより、翌十四日月曜日以降の授業の実施並びに子どもの安全確保並びに給食の対応等について遺漏のないようにということで通知をし、対応したところでございます。

区主催のイベントでございますけれども、発災直後のイベントにつきましては基本的には中止し、現在も基本的には区の主催する事業・イベントにつきましては中止をするといった方針のもとに続けているところでございます。

それから、「交流都市への対応」につきましては記載のとおりでございます。

その後の対応といたしまして、計画停電の措置が実施されてございます。本日お手元に区報をご用意させていただきました。東京電力の今回の計画停電の実施に当たりまして、荒川区の一部、町屋地域を中心としました、この区報の図の中の赤線で囲われた部分でございまして、第五ブロックの一部といたしまして十四日以降計画停電が実施されているところでございます。昨日まで計五回にわたりまして停電措置が実施されてございます。この地域内には、区の教育施設でございます原中学校、第七峡田小学校、第五峡田小学校、町屋幼稚園、町屋図書館が含まれてございます。各校、各園並びに図書館は各々、予め計画停電に対応した措置をとって、最大限支障のないような形でこの間対応しているところでございます。

あわせてまして、計画停電等に伴います区の節電対策といたしまして、お手元に資料をご用意させていただいております。基本的な考え方、各施設に共通する対策といたしまして、不要不急の明かりを落としていくといったような形で、現在、庁舎の執務スペースにつきましては、窓口を除いて照明を消してございます。また、暖房についても停止をしているという状況がございます。

それから、施設の利用休止措置については、裏面の②に「夜間使用の休止」ということで、教

育委員会が管理をしておりますスポーツ施設、図書館等の社会教育施設につきまして、それから、区立小・中学校体育館等の施設開放につきまして、夜間の電力需要のピークの軽減対策として、現在、夜間の利用を休止している状況でございます。

概略、以上でございます。その他詳細につきましては、それぞれ所管課長から必要な補足をさせていただきます。

教育部長

若干時間が経過しております。今、最新の資料をお配りさせていただきました。「計画停電に対する荒川区の対応経過」というものが一番上に載っております。ご記憶かと思いますが、三月十三日日曜日から、報道ステーションでしょうか、あそこでいきなり「荒川区だけが計画停電の対象になっていて、ほかの区はなっていない」という報道が流れました。その後、私どもも出勤したわけなのですけれども、その後の経過を記載してございます。特に当初は八区というふうに言われていたのですが、三月十八日の段階で計画停電の対象区が八区から四区になったことの説明を求めたと。二十二日に至っては四区が二区になったということ、マスコミ等でも報道されましたが、近藤足立区長と西川区長が記者会見を行い、東電側に抗議をするという行動に出たございます。現在、足立区は約三分の一、荒川区は今ご案内のように町屋地域を中心とした一部地域。そういう意味では、区内全域から比べますと小さな区域が停電の状況になってございます。お手元には詳細な資料等を配布させていただきますが、これは、実は自民党の団に説明をしたものでございます。最後のほうには「計画停電の『負担の公平化』と、『大規模な節電運動』の展開を！」というものを入れさせていただいております。非常に困ったもので、二十三区の中では荒川区と足立区だけだというような状況でございます。先般のマスコミとか新聞紙上、あるい

はニュースで流れておりましたので、そういった対応を行った状況でございます。本日二十五日は、荒川区長、足立区長が資源エネルギー庁長官と面会を行っております。

引き続きまして、「区の施設等における節電対策について（第二報）」というのがございます。各施設に共通する対策で、自動販売機を原則使用停止とさせていただきます。第一報のものが先ほどでございますので、二の「対策の概要」の（一）の⑤でございます。アンダーラインを引いているところでございますが、原則使用停止とするというふうにしてございます。

それから、裏面をもらいただきたいと存じます。施設については、夜間使用休止。土・日も、昼間はやっておりますが、夜間は今のところ区の施設はほとんど停止しております。アンダーラインが引いてありますひろば館、ふれあい館、アクト二十一、荒川さつき会館、生涯学習センター、町屋文化センター、サンパール荒川、サニーホール、ムーブ町屋ということを追加したところでございます。

（三）でございます。四月末までを目途とするということですが、四月以降もほかの施設と足並みをそろえようとすると、少なくとも六月いっぱいには夜間の利用を中止するというものでございます。

その次の資料でございますが、ひろば館、ふれあい館、文化施設の四月以降の節電対策として、夜間の行事等で既に申し込まれている方がいらっしゃるんですね。予約済みの場合には、利用を取り消し、利用料金を全額返納するといった措置をとって対応していこうということと今動いております。考え方としては、ひろば館、ふれあい館は九月三十日までということと、約六カ月間。夏の期間も見込んだのと、サンパール荒川ですと、一年間に一度、来年分を予約するというのがあるのです、結構長いスパンで使用中止を行いたいという状況のようでございます。

あわせまして、その次のページでございますが、私どもの所管でございます「社会教育施設の四月以降の節電対策について」で、生涯学習センター、町屋文化センターにつきましても、七時から十時、夜間の利用を見合わせるということ、考え方としては同じようなところでございます。ただ、四月以降は影響が結構大きくて、ここにも記載してございますが、新しい文化講座とかカルチャー講座、生涯学習センターのIT講習会等の事業が四月から始まるというのが結構多く、それも断念しようというところで今内部で申し合わせ、協力依頼を行っているところでございます。

その次のペーパーでございますが、「荒川区における節電強化運動の実施について」でございます。節電協力はさらに大きくするというところで、区民や事業所にこういうふうにしていただきたいということで節電を求めている内容でございます。

一応ここまでが計画停電等を含んだ、先ほど自民党の団にご説明をしまいった一番新しい情報でございます。先ほど非公式ではございましたが、質疑の中で自民党からも「グリーンパール那須は今どうなっているか」ということが出ました。百人の定員に対して、今、五世帯二十七人の被災者の方が使用中で、これから行きますという方を含めると、五十人ぐらいが予約の入っている方で、埋まりつつあるというところだそうでございます。

駆け足で申しわけないのですが、その次のペーパーでございます。「乳児用飲料水、ペットボトルの緊急配布について」ということで、水道水から百ベクレルを超える放射性ヨウ素が検出されたので、東京都が一歳未満児のいる家庭にミネラルウォーターを配布するというところで、当面、昨日、本日、明日ということ、ペットボトルの配布を予定しております。内容としましては、「東京都の飲料水配布」として、二十四日午前十二時から、区役所北庁舎駐車場で配布を始めた

と。一歳児未満の乳幼児のいる世帯は千六百四十五人というふう把握しています。記載のように、二十四日は六百四十一人、二十五日、二十六日は二回分として六本を配布するという事で、このような配布の状況になってございます。

さらに大きな二つ目として、「荒川区独自の飲料水配布」ということで、一歳児未満を養育中の家庭の安全・安心を確保する緊急措置として、区が独自にミネラルウォーターを購入し、配布に備える。そのため、今後、水道水の摂取制限に備え、三月中に六千百本、四月に入り二万本のミネラルウォーターを緊急購入するという事で対応してまいりたいというものでございます。

今日の数値がまだ発表されていないようですけれども、昨日は百を切ったというふうに伺っております。

もう一つ、関連情報でございます。東京電力から来ました計画停電の運用改善ということで、グループを第一グループから第五グループ、荒川区は町屋地区が第五グループになっておりますが、それをさらに五分割して二十五のグループにするというものでございます。私ども、始まった当初非常に当惑したのは、「輪番」という言葉がありました、普通だと地域を移動するというのが輪番だと思っております、単に時間を移動する輪番だというのが。新聞紙上を見ていまして、輪番というのはきつとそうだろうと思ったのですが。さらに、きめ細かいものをやりますということなのですが、ただ、きめ細かくやると入らないところが出てくるというだけであつて、町屋の地域は一切動いていないという情報でございます。

駆け足で申しわけなかったのですが、一応その関係のものを報告させていただきました。

社会教育課長

それでは、文化財の被災状況についてということですが、先ほどのお手元の資料の最後のほうに

二枚の資料があるかと思えますけれども、有形文化財等の被災状況につきまして、所有者からの通報、あるいは聞き取り調査等により把握したので報告するものでございます。写真が一緒についているかと思えます。別紙の写真を見ながら聞いていただければと思います。

国の指定重要文化財でございます旧三河島汚水処分場唧筒場施設でございます。こちらにつきましては、ポンプ棟のみの破損ということでです。写真は被災前の写真でございます。この写真の後ろのほうはポンプ棟になってございます。こちらの屋根のカラーベストが剥離、あるいは外部のタイルに亀裂が入ったとか、そういった被害がございました。大きい被害ではなかったというふうに聞いてございます。

二点目が、区指定文化財の小塚原の首切地蔵でございます。こちらにつきましては、写真を見ていただきますと、左手が落ちてしまっておりまして、また、胴体が右のほうにずれているというような状況でございました。こちらにつきましては、余震が来ますとまた落ちてしまうというようなことがございましたものですから、危険だということで早速解体をいたしまして、台座のわきにクレーン車で全部おろしております。また来年度元に戻すというような工事が必要と考えてございますが、そういう形で解体工事を終わりました。今は安全な状態になってございます。

次に、(三)「区登録文化財」でございます。こちらにつきましては、彰義隊関係追悼碑群というところで、円通寺にございます彰義隊戦死者の墓の灯籠が転倒いたしました。死節の墓の玉垣が破損ということですが、写真見ていただきますと、彰義隊戦士の墓の左側の灯籠が倒れてしまったと。右の写真を見ていただきますと、右側の灯籠が倒れた。この灯籠が倒れてしまいました。これが墓のほうの玉垣というのはこの柵のところですね。柵のことを「玉垣」と言うそうでございます。ですので、その玉垣が破損してしまったということですが、こちらにも大きな被害ではなかったとい

うことでございます。

次に、宝篋印塔一基ということ、こちらは浄正寺にございます。こちらにつきましては、相輪と言われる上のほうと、真ん中にございます。ちよつと笠みだいになっている笠部が全部そっくり落ちてしまったという形になってございます。これも修理が可能だということでございます。最後に、庚申塔二基でございます。こちらは、諏訪神社にございます社殿のある基壇から落下し倒壊ということ、この二つの塔が下に落ちてしまったということ、こちらにつきましてはほとんど復元が難しいような状態という形で聞いてございます。

今後、被害状況につきましてさまざまな実地調査をしまして、文化財速報展等で周知を図りまして、修復・復元等の指導・助言を行っていきたいと考えてございます。一番大きいのは、首切り地蔵の落下というか、落下しそうだったというのが一番大きかったと考えてございます。被害状況は以上でございます。

委員長

ほかにはないですか。

では、ただいまの説明についてご質問はございますでしょうか。

青山委員

あの程度の地震で図書館の棚が倒れたのですか。

南千住図書館長

荒川図書館の書架は、本は全部二階の部分なのですけれども、ほとんど通路がないような状況で散乱してしまいました。

青山委員

本はそうでしょうね。

南千住図書館長

あと、一部、多分、書架が動いた中に落ちた本が挟まってしまったまま動かなくなっていました。棚もありました。

青山委員

棚が倒れて？

南千住図書館長

棚が動いて、後ろに持ち上がった瞬間に本が入り込んでしまって、また戻って、棚は立っていないのですけれども。

青山委員

なるほど。棚が倒れたとか壊れたわけではないと。

南千住図書館長

ええ。町屋についても棚は倒れていないのですけれども、棚を押さえている金具が五十センチから七十センチずれてしまっていたということ、一緒に振れてしまっている……。

青山委員

それはわかります。

南千住図書館長

最終的には倒れたということはないのですけれども、やはり二館とも補強は必要だと思います。

青山委員

それはそうですね。

南千住図書館長

補強プラス今までの状態だと弱いということもわかったので、さらに補強して開館したということですよ。

青山委員

安心しました。

委員長

ほかに質問はありませんか。

さっきの文化財だけれども、灯籠というのはいろいろなところで崩れたみたいですね。

教育長

あれはつないでいないでしょう。

委員長

置いてあるだけですからね。

青山委員

大学の研究室と同じです。本がびっしり詰めてあるところは落ちない。

高野委員

そういうものですか。

青山委員

緩く入っているとところは全部落ちたのです。

高野委員

僕の部屋は被害ありませんでした。

かなわないですね。こんなにやられてしまって……。

青山委員

そういうのは被害というほどではなく、それはしようがないです。

高野委員

そろえればいいですね。

青山委員

そう。無理に詰め込んであるところは落ちなかったのです。

教育長

危なかったけれどもね。

教育部長

今お配りした写真はリアルな写真になっています。

委員長

これ、すごいです。

高野委員

小林先生、先生のほうがひどいですよ。

小林委員

私の研究室はもっとひどいです。腰まで本ですから。

委員長

このお地藏さんのはすごい写真ですよ。

青山委員

入れなかった人がいますよね。

教育部長

そういう意味では、十分ではないかもしれませんが、安全対策は一定とってあったので。私の部屋なども、実はスチールの戸棚を固定していなかったもので、大変でした。

青山委員

区役所で？

教育部長

区役所で。パーティションから三十センチどんとズレてしまいました。

青山委員

それって規則違反ではないですか。

教育部長

十分にとめたのを途中でやめてしまったみたいで、上と下もつながっていないので、上が落ちそうになり、非常にびっくりしました。

青山委員

それは区役所のルールがあるのでしょうか？

教育部長

聞いたことは……。

新しい什器はとめているのですよね。

社会教育課長

本来は転倒防止しなければいけないです。

青山委員

そうでしょう？ 時々お達しが出ていますよね。

教育部長

スチールがゆがみまして、曲がったままで。本当に怖かったです。

小林委員

お地蔵さんについて。物を動かすと人骨が出てくるのですね。

青山委員

そうなんですよね。ここは東京都が工事をしたところなので、私、よく知っているのです。

委員長

このお地蔵さんはすごいね。でも、そのおかげで中から何か出てきたとか。

教育部長

戻すのは、十六日あたりに清水建設にお願いしたら、十八日ならやってくれと。その先は重機は全部東北へ行ってしまうということなのです。それで、ぎりぎり安全確保だけはできた。こんなはずれていきますと、おもしろ半分にはだれか上ったりするとそのまま崩れてしまう危険がありますので。

青山委員

危険ですよ。あそこはだれでも入れますからね。

教育部長

あとは、余震の関係で、また強い地震、余震があった場合危ないので。

青山委員

そうでなくても、もともとちよつと危ない感じでしたよね。

委員長

積んであるだけですものね。でも、壊れたおかげで、江戸時代のお金が出てきたり……。これからいろいろ調査できます。

教育長

お金が出てきましたね。

教育部長

何か人骨が。

小林委員

人骨の写真がありました。

青山委員

南千住の地下鉄の駅から泪橋方向に行くところが、車道は線路の下をくぐっているけれども、歩道は上を行っているでしょう。あれは、あの当時いろいろ議論をして、人のための地下道はあそこにはつくらないほうがいいだろうと。そういう時代だったのですね。それで車道と歩道を別々にしたのです。でも、車道は掘りましたから、そのときに小塚原の処刑された方のもので出てきて、それで延命寺というのは、こっちのお寺とは別に新しく……。。

委員長

回向院と一体だったのです。分けて、新しく延命寺という名前にしたのです。
では、よろしいですか。

それでは、次に、「平成二十三年度教科用図書採択について」、説明をお願いします。

指導室長

お手元の資料を見ていただきたいのですが、平成二十三年度に実施予定の中学校教科用図書の採択方針について報告をし、ご意見をいただきたいと思えます。

昨年度、小学校のほうの教科用図書の採択をしていただきましたので、おおむねそれと同じ方法でやりたいと思います。説明の前に、何が一番違うかといえますと、中学校九教科、科目がまたありますけれども、お話しさせていただいたとおり、分量、内容等も非常に多いということ、また委員の先生方に見ていただくには、小学校の三、四倍ぐらいかかるかと思われます。そのぐらゐの分量になります。

一通り簡単に説明します。一「採択の基本方針について」。これは、学校関係者を初め広く意見を聴取するなど、教科用図書について十分調査検討を行った上で、基本方針に基づき適正な教科用図書を荒川区教育委員会において採択するというものであります。そこにある五点は、昨年度の小学校教科用図書と同じ方針であります。簡単に申し上げますと、学習指導要領の趣旨、目標、内容等に照らして、適切な教科用図書であること。二番目といたしまして、道徳性の育成、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成、情報活用能力の育成、みずから学ぶ力の育成など、社会の要請にこたえられる教科用図書であること。三番目は、本区の児童・生徒にとって、地域に対する理解を深め、誇りや愛着などの心をはぐくむことができる教科用図書であること。四番目として、区政や本区の歴史・現状等にかかわる記述が正確で、区民として受け入れることができ教科用図書であること。最後五番目が、政治的中立性が保持されている教科用図書であること。二「採択の手続きについて」であります。まず、法定展示であります教科用展示会を行います。下のほうからちよつと見ていきたいのですが、教育委員会が採択に向けて教科用図書の教科別専

門部会を九教科それぞれ立ち上げ、調査研究をしていただく。それを、学識経験者、地域関係者、学校評議員、保護者、学校関係者等に入っていたいただいた教科用図書選定調査会なるもので集約をし、調査依頼したものを報告書にまとめる。これを荒川区教育委員会のほうに報告し、これをもとにまた展示会等で教員や区民の意見等を取り入れながら採択をしていくということでもあります。

三番目ですが、「採択のまでの日程」。最初、五月下旬から教科用図書選定調査会委員の選定をし、六月上旬に調査会の設置、そして教科別専門部会の設置、六月中旬には展示会の開催。あと、東京都で定めている特別展示というものが同じくありますので、一カ月ぐらいの展示があります。

ここまでは昨年とほぼ同じでいきたいと思いますが、一つ、教育委員会の採択日。八月下旬までに東京都教育委員会に報告をするという定めがありますので、昨年は七月二十二日。前回の中学校教科用図書の採択日が七月二十九日、次の週ですね。二点お願いがございました、まず、この教育委員会の採択日をいつごろに設定したらいいかということ。それから、次のページにありますのは、特別区二十三区で採択の内容について公開をすることについて、荒川区だけが非公開で決定後に採択経過のみを公表するという事になっておりますので、この点をどうするかという二点でございます。

昨年度の八月、大学の教授の先生方は海外にも行かなくてはならないというようなこともおありで、ちよっとお忙しかったのですが、七月二十二日金曜日ということにしたのです。事務局案としては、そこがいいのか、次の金曜日の二十九日あたり、または八月の第一週の金曜日あたり、そのぐらいで何とかかならないかなと思っておりますが、余裕を持って次の、お盆に入ってしまったますが、八月中旬ということも考えられます。そのあたり、二点ご審議いただければと思っております。

以上です。

委員長

日程は後日ということでもいいですか。

教育部長

はい、結構だと思います。

委員長

では、ただいまの説明について質問ありませんか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

なければ、これは後日決定するということ。

次に、「汐入小学校増設校舎余裕教室を活用した保育暫定施設の開設について」、説明をお願いします。

教育施設課長

こちらについては、前々回のこの場でご説明申し上げたものです。それをこういう形で正式にご報告させていただくものです。前回の時点での内容になってございますので、情報としては若干古うございますが、ご説明をさせていただきたいと思えます。ペーパーに沿ってご説明申し上げます。

まず、内容の一「現状」のところをごらんいただければと思います。入園不承諾児数をこちらに掲げてございます。こちらの数字は、保育指数二十以上、両親フルタイム等であれば二十に到達するのですが、そういった保育を要するというような子どもの数になってございます。ごらん

のとおり、南千住地区が、特に一歳児を中心に非常に多うございます。これは、ご案内のとおり、再開発の関係で新しい若い世代の親御さんたちが多く入ってきているというような状況によるものでございます。

これに対してですが、私どもの保育課のほうで対応をさまざまやっております。例えば保育ママの増員、あるいは新たな認証保育所の開設等についてやっております。そのほか、平成二十四年四月の開設を目指しまして、新たな認可保育園を開設する予定になってございます。

二「課題」についてです。今申し上げました新しい認可保育園は平成二十四年四月開設です。こちらによって、今申し上げました南千住地域の入園不承諾児数の多い状況というものは一定程度解消できるだろうとは考えてございますが、二十三年度がどうしてもはさまになってきてしまふというようになるところになってございます。

そこで、三「緊急対策」ということで、汐入小学校の増設校舎の余裕教室を活用した上で、一年程度をめどとして、暫定的に低年齢児を対象とした保育施設を設置するというところで考えてございます。

その汐入小学校の増設校舎の概要なのですが、建築年度が平成二十年度になってございます。規模については三階建ての十一教室というところですが、これは、ご案内のとおり、汐入東小学校ができる前の段階で、汐入小学校がほぼ飽和状態になってきたのを解消するために建てたものになってございます。したがいまして、東小学校ができた後であれば一定程度の余裕があるという状況になってございます。なお、今現在、この増設校舎は特別支援学級が一・二階のほうを活用しておるといふような状況でございます。こちらのほうを利用したい、活用したいという状況になってございます。

その上で、四「保育施設の概要」をごらんいただければと思います。開設年月日なのですが、平成二十三年四月四日を予定してございます。定員につきましては、〇歳児九人、一歳児三十六人の合計四十五名ということで、既に募集を開始しておるといような状況になっております。運営方式については、無認可、区直営ということで対応してございます。名称については、しおり保育室ということで考えてございます。

最後になります。五「教育委員会の対応」ですが、今申し上げましたとおり、今現在は、特別支援学級が一・二階を使用してございます。こちらを二階のほうに集約して、一階部分にこの保育室のほうを入れたいということと考えております。そういったことがありますので、保護者への周知ということをやってまいりました。特別支援学級のPTA会のほうにもご説明に行きました。あるいは、小学校PTAの総会のほうにも出向きましてご説明をしてご了解をいただいております。というような状況になってございます。

簡単ですが、説明は以上であります。

委員長

何か質問ございますか。

(委員一同　—————　質疑なし)

委員長

それでは、次に、「幼児期の芸術教育の実施について（報告）」、説明をお願いします。

指導室長

まず、幼児期の芸術教育の実施ということで、東京藝術大学の協力を得まして、幼児期の芸術教育を南千住第二幼稚園をモデル園として一年間試行してまいりましたので、報告をいたします。

荒川ケーブルテレビがこの事業をずっと追っていたいて、そしてビデオにまとめていただきましたので、百聞は一見にしかずで、見ていただくと、何が行われたかということでもあります。これは、西川太一郎区長の選挙マニフェストの中にも、幼児教育、幼児期の芸術教育というのがありまして、そういった中で、芸術は豊かな感性を育て、心で感じたり思ったりしたことを表現する意欲を養うとともに、創造性をはぐくむことができる、こういった人格形成の基礎として重要な役割を担うということで、本物の芸術に触れるということでもあります。なお、そこに書いてありますような、東京藝術大学の教授の先生方、また、中心になってやっていたという先生方には、「幼稚園の子たちは、感動するものについては素直に感動するし、はっきり言えば、嫌なものは嫌だということ、非常に芸術的のところと通じるものがあった、忙しい中だったので、非常に意義のある活動であった」と言っていたとおりです。子どもたちは、来ていただくものもあったのですが、実際、東京藝術大学に行って、その厨房等の中でまた作品をつくらせていただくようなことも経験し、たまたま修了式に行ったところ、かけ合いをやっていたのですが、「将来僕はこの大学に行きたい」なんて言っているような幼児もおりまして、見ていただければと思います。実施の方法、内容等についてはそこに書いてあるとおりであります。まずは見ていただきたいと思いますが、今でよろしいですか。

委員長

はい。

指導室長

では、よろしくお願ひします。

(ビデオ上映)

委員長

では、よろしいですか。

次に、「公立学校教職員の処分について」ですが、人事に関する案件でございます。そのため、皆様にお諮りいたします。本件は、本日の委員会の最後に秘密会として事務局退席の上報告していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

それでは、本件は、本日の委員会の最後に秘密会として報告していただきますので、よろしく
お願いいたします。

それでは、次に、議案の審議を行います。

議案第十五号から第二十七号でございますが、説明者の関係もありまして、順序が変わります
ので、ご了承いただきたいと思います。

議案第十六号及び議案第十八号から議案第二十五号までの規則改正は、既に報告をいただい
ている本年の特別区人事委員会勧告を踏まえ行うものです。そのため、まず先に、人事案件である
議案第二十六号及び議案第二十七号について審議を行い、次に、議案第十五号及び議案第十七号
の規則改正について審議を行い、最後に、人事委員会勧告を踏まえた議案第十六号及び議案第十
八号から議案第二十五号までの規則改正についてまとめて議題としたいと思いますが、異議あり
ませんか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

それでは、初めに、議案第二十六号「指導主事の任用について」を議題といたします。
議案第二十六号について説明をお願いいたします。

指導室長

議案第二十六号「指導主事の任用について」、お手元の資料でご説明いたします。

まず、以下の指導主事の任用を行うというところであります。

一「固有指導主事（統括指導主事）の新規派遣申請」であります。まず、新任職・統括指導主事、氏名・瀬下清、発令月日・四月一日。前任校になっていきますが、現在であります。荒川区立峡田小学校の副校長であります。瀬下清は、もともとA選考の指導主事希望者でありましたが、ある小学校の五・六年生等の建て直しにずっと入っておりまして、指導主事経験をすることなく主幹教諭で担任をやっておりました。一年間だけ東京都の知事部局で行政系の研修を積み、そして副校長になっておりましたが、来年度本区の統轄指導主事になる予定であります。

二「充て指導主事の同意申請」であります。これは、指導主事・兵頭信之、発令月日等は省略しますが、品川区立立会小学校の主幹教諭であります。同じく、指導主事・吉野元也、目黒区立油面小学校主幹教諭であります。兵頭のほうは体育等が専門であるということ、吉野のほうは社会科等が専門であるということ、初めて指導主事になるという二人であります。

次に、三「指導主事の解職（転出）」であります。平田英司であります。今回、統括指導主事から行政ということ。指導主事でありました佐藤友信、社会科が専門でありましたが、渋谷区立長谷戸小学校の副校長に昇任。同じく、飯田秀男指導主事でありましたが、本区荒川区立第三日暮里小学校の副校長に昇任ということ、三名が転出・異動をいたします。

参考を見ていただきますと、新年度の体制であります。筆頭統括指導主事が新井裕、これは

継続であります。で、先ほど申し上げました瀬下清峽田小副校長が統括指導主事。そして堀越勉、六年目になります。が、継続ということでありまして、残ります。菅原千保子、二年目であります。が、指導主事で継続。そして、先ほど兵頭、吉野という新しい指導主事を迎えるという体制になります。

以上でございます。

委員長

わかりました。

質問はありませんか。

(委員一同　———　質疑なし)

委員長

それでは質疑を終了します。

議案第二十六号について意見はありませんか。

(委員一同　———　意見なし)

委員長

意見がないようですので、討論を終了いたします。

議案第二十六号について異議ありませんか。

(委員一同　———　異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第二十六号「指導主事の任用について」は、原案のとおり決定しました。

次に、議案第二十七号「荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について」を議題といたします。

議案第二十七号について説明をお願いいたします。

指導室長

議案第二十七号「荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について」、ご説明いたします。別紙にありますように、荒川区立幼稚園及びこども園の園長、小学校及び中学校の校長及び副校長の任用を行うものであります。

一「園長」です。新任園名、尾久幼稚園。これは、実は区職の方の内示がきょう三時二十分ごろに予定されておりまして文書にできないという状況がありますが、口頭で内々で申し上げます。尾久幼稚園には、山本尾久第二幼稚園副園長が昇任選考に合格されて、尾久幼稚園の専任園長になるという予定であります。

それから、汐入こども園。ここは、今、大金園長が管理職として入っておりますが、第一日暮里小の浜上校長がこちらの汐入こども園の園長ということで、管理職で入られる予定であります。以上、本日三時二十分をもって発表になる予定でありますので、大変申しわけないのですけれども、未定ということになっております。

二「統括校長」。小学校。汐入東小学校・羽中田彩記子、これは継続であります。統括校長につきましては一年契約というようなこともありまして、任用については報告をしているものであります。

同じく、中学校。尾久八幡中学校の樋口郁代、これも統括校長の継続ということで報告するものであります。

続きまして、「三」校長」。最初に小学校を申し上げます。第三瑞光小学校・松延茂、練馬区立大泉第一小学校副校長からの昇任であります。第六瑞光小学校・飯村誠一、第二瑞光小学校副校長からの内転・昇任であります。峡田小学校・松崎勝、同じく再任用ということで峡田小学校で継続・再任用でございます。第二峡田小学校・勝倉美恵子、第五峡田小学校副校長からの内転・昇任であります。第五峡田小学校・石塚吉之、豊島区立仰高小学校からの転任であります。第七峡田小学校・大川和也、第六瑞光小学校から内転の転任であります。第九峡田小学校・矢田泰久、江東区立第三亀戸中学校副校長。矢田副校長は、その前は都立の特別支援学校の副校長で、特別支援の専門家であります。

裏面に参ります。

尾久小学校・堀内俊雄、継続で再任用二年目であります。尾久第六小学校・長谷川秀紀、尾久第六小学校、継続で再任用二年目であります。赤土小学校・中西文男、葛飾区立幸田小学校副校長から外転・昇任であります。大門小学校・山口稔雄、尾久宮前小学校内転・転任であります。尾久宮前小学校・伊藤英夫、ひぐらし小学校からの内転・転任であります。第一日暮里小学校・天野英幸、汐入東小学校副校長、内転で昇任であります。第二日暮里小学校・小川博規、第六日暮里小学校からの内転で再任用一年目であります。第六日暮里小学校・金子和明、中央区立月島第二小学校、外転・転任であります。ひぐらし小学校・小山勉、第五中学校副校長からの内転・昇任であります。

なお、退職につきましては、そちらにいる方々が退職であります。

なお、転出につきましては、ちよつと申し上げますと、調布市立滝坂小学校に枡三知代校長、外転・転任であります。あと、足立区立弥生小学校・安齋正彦。外転・転任であります。

中学校にまいます。第一中学校・阿字宏康、板橋区西台中学校、外転・転任であります。阿字校長は、元練馬区の教育委員会の指導室長であります。第三中学校・白杉敏康、第五峡田小学校からの内転・転任であります。第七中学校・宮澤亨、足立区立谷中中学校副校長からの外転・昇任であります。原中学校・刑部之康、東大和市立第九小学校。現在、マレーシアのペナン日本人学校の校長としての長期研修で、今回こちららに転任ということでもあります。諏訪台中学校・清水隆彦、第三中学校からの内転・転任であります。

退職者はそこにいらつしやる所でありあります。

続きまして、もう一枚めくっていただいて、今度は副校長であります。

小学校。瑞光小学校・若井秀夫、再任用三年目、継続であります。第二瑞光小学校・加藤謙二、尾久西小学校からの内転・転任です。汐入東小学校・岩崎昇、汐入小学校主幹教諭からの内転・昇任です。峡田小学校・出井玲子、諏訪台中学校主幹教諭、内転・昇任です。家庭科の専門です。第五峡田小学校・三矢理恵、墨田区立中川小学校、外転・転任です。三矢先生は、昇任するときには本区荒川から墨田区の方に行かれたという方だそうです。尾久西小学校・藤田佳子、第一中学校主幹教諭からの内転・昇任です。尾久第六小学校・笹原天平、渋谷区立富谷小学校主幹教諭からの外転・昇任です。第三日暮里小学校、先ほど申し上げましたが、飯田秀男、本区教育委員会指導主事から昇任ということでもあります。ひぐらし小学校・鈴木忍、この方は女性です。文京区立青柳小学校主幹教諭からの外転・昇任であります。

転出につきましては、そこに書いてあるところになっておりますので、見ていただきたいと思います。

中学校であります。第三中学校・稲葉裕之、第四中学校からの内転・転任であります。第四中

学校・松原好広、八王子市立陵南中学校からの外転・転任であります。第五中学校・佐藤栄一郎、現在、第九中学校の夜間の副校長であります。内転・転任で五中の副校長ということであり、第九中学校（夜間）・松田公好、足立区立第五中学校主幹教諭からの外転・昇任であります。転出。上倉敏郎第三中学校副校長は、板橋区立志村第五中学校の校長への昇任ということであり、

全部読み上げませんでした。見ていただい、のとおりでございます。

委員長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

（委員一同　　―――　　質疑なし）

委員長

質疑を終了します。

議案第二十七号について意見はありませんか。

（委員一同　　―――　　意見なし）

委員長

それでは、討論を終了いたします。

議案第二十七号について異議ありませんか。

（委員一同　　―――　　異議なし）

委員長

異議ないものと認めます。

議案第二十七号「荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について」は、原案のとおり決定しました。

次に、議案第十五号「荒川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第十五号について説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、ご説明をいたします。議案第十五号「荒川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございますけれども、学務課の分掌事務の見直すために処務規則を改正するものでございます。

改正内容でございます。規則第五条におきまして、事務局各課及び室の分掌事務を定めておりますが、そのうち学務課に関する部分、学務課は二つの係がございます。学事第一係及び学事第二係、この二つの係の事務分掌につきまして、現在、学事第一係の事務として規定をしております。現在の両係の職員の体制と事務量を精査し、事務の分担を見直したものでございます。

施行期日につきましては平成二十三年四月一日を予定しております。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

委員長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

では、質疑を終了します。

議案第十五号について意見はありませんか。

(委員一同 | | | | | 意見なし)

委員長

それでは、討論を終了いたします。

議案第十五号について異議ありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第十五号「荒川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定しました。

次に、議案第十七号「荒川遊園スポーツハウス条例施行規則」を議題といたします。

議案第十七号について説明をお願いします。

社会体育課長

「荒川遊園スポーツハウス条例施行規則」について説明させていただきます。

提案理由につきましては、荒川遊園スポーツハウス条例(平成二十二年荒川区条例第四十四号。

以下「条例」という。)の施行につきまして、必要な事項を定めるため、荒川遊園スポーツハウス条例施行規則を新たに制定するものでございます。

内容といたしましては、区立荒川遊園の管理運営方法の見直しに伴いまして、荒川遊園スポー

ツハウスを教育委員会が平成二十三年度から設置管理する公の施設として位置づけるため制定いたしました条例の施行につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

内容につきましては、スポーツハウスと同様に設置しております荒川総合スポーツセンター条例施行規則に沿いまして、従前、スポーツハウスを管理しておりました荒川区立公園条例施行規則をベースに新たに作成したものでございます。

施行期日につきましては平成二十三年四月一日でございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

委員長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(委員一同 ――― 質疑なし)

委員長

では、質疑を終了します。

議案第十七号について意見はありませんか。

(委員一同 ――― 意見なし)

委員長

では、討論を終了いたします。

議案第十七号について異議ありませんか。

(委員一同 ――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第十七号「荒川遊園スポーツハウス条例施行規則」は、原案のとおり決定いたします。

続いて、議案第十六号「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、議案第十八号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第十九号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第二十号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、議案第二十一号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第二十二号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第二十三号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第二十四号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第二十五号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」の九つを議題といたします。

同種の規則でございますので、一括して説明を受け、質疑を行った後、一件ずつ決をとることとしたいと思います。異議ありませんか。

(委員一同　　―――　　異議なし)

委員長

異議なしのことですので、そのように取り扱います。

それでは、議案の説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第十六号並びに議案第十八号から第二十五号まで、九つの議案につきまして説明をいたします。これら九つの議案はいずれも、先日ご審議いただきました幼稚園教育職員の給与に関する条例等の改正、具体的には幼稚園教育職員の人事給与制度を見直し、一層職務職責

を反映したものと改めるために、教頭を廃止する一方で、副園長と主任教諭、主任養護教諭の職を設置することなどを内容といたしました条例の改正に伴い、必要な事項を定めるために関連規則の改正を行うものでございます。

初めに、議案第十六号「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でござい
ます。

提案理由につきましては、区立幼稚園におきまして教頭を廃止し、副園長と主任教諭、主任養護教諭を設置することに伴い、本規則におきます教頭の職務に関する規定を削除するなど、必要な改正を行うものでございます。本規則の第二十二条の二、教頭の職務に関する条項を削除するとともに、副園長に関する規定を整備するため、本規則の第二十三条の準用に関する規定を改正いたしました。記載のとおり、本規則の第六条二項から第六項まで、また第六条の四を加えました各条項を準用し、その条項にございます「副校長」を「副園長」と読みかえた上で適用するよう
に改めるものでございます。

あわせまして、必要な字句の整理を行うものでございます。

続きまして、議案第十八号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でござい
ます。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正により、月六十時間を超える時間外勤務手当を積算する際の算出基礎に「日曜日またはこれに相当する日」を加えることとしたところでございます。このため、本規則の第七条及び第九条に規定をいたします時間外勤務命令簿の様式を改めるものでございます。あわせまして、子の看護のための休暇制度の対象の見直しに伴いまして、現在、「小学校就学の始期に達するまでの子」としております規定につきまして、これを「九歳に達す

る日以後の最初の三月三十一日までの間にある子」に改めるものとございます。東京都並びに特別区の十一区におきまして、小学校入学前でなく小学校三年生まで子の看護のための休暇制度の対象としているといったような実態を踏まえ、このたび改めるものとございます。

続きまして、議案第十九号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございませぬ。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正により、園長に対する給与月額に加算措置が廃止されたことに伴いまして、本規則の関連規定第三条を削除するとともに、月六十時間を超える時間外勤務時間を積算する際の算出基礎に「日曜日またはこれに相当する日」を加えることにしたことに伴い、これまでこれらの日を除外すると規定しておりました本規則の第十条の第四項を削除するものでございます。

あわせまして、必要な字句の整理を行います。

続きまして、議案第二十号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」でございませぬ。こちらにつきましても、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正、新しい職の設置と給与表の改正を踏まえて、本規則第三条別表一に規定をしております幼稚園教育職員の給与表の級別標準職務表を、新たに設置をされました副園長、主任教諭、主任養護教諭に対応したものに改めるものでございます。また、本規則第四条別表二に規定をいたします幼稚園教育職員の給与表の初任給基準表並びに第六条別表三に規定をいたします昇格時の対応号給表について、新しい給与表を踏まえたものに改めるものでございます。

続きまして、議案第二十一号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」でございませぬ。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、本規則第二条別表において定めております管理職手当の額について、「教頭」を削除し、新たに「副園長」に関し、その職

責を踏まえ、記載のとりの金額を規定するものでございます。

続きまして、議案第二十二号「幼稚園教育職員の管理職特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、本規則第二条において定めております管理職員特別勤務手当の額につきまして、「教頭」を削除した上で、新たに「副園長」に関し、その職責を踏まえ、記載のとりの額を規定するものでございます。

続きまして、議案第二十三号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。こちらにつきましても、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正を踏まえまして、本規則第十一条別表において定めております職務段階別加算の対象となる職員の区分を、新たな職の見直し、設置を踏まえまして、園長、副園長、主任教諭、主任養護教諭に改めるものでございます。

あわせまして、附則におきまして、従前、職務段階別加算の対象でありました職員、旧給与表にございます職務の級が一級であって、教育委員会規則で定める者及び二級以上の者として定めさせていただきますが、今回の職の見直しに伴い、その対象から除外されることとなりました職に対する経過措置といたしまして、平成二十七年までの間の各年度における加算割合につきまして定めるものでございます。

続きまして、議案第二十四号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、本規則第四条に定めております勤勉手当の支給月数を改めるとともに、職務段階別加算の対象者を、今回の職の見直しを踏まえ、園長、副園長、主任教諭、主任養護教諭に改めるものでございます。

あわせまして、従前、職務段階別加算の対象であった職員につきましても、今回の職の見直し

に伴い、その対象から除外された職員に対する経過措置として、二十七年までの間の各年度におけます加算措置の割合について定めるものとございます。

最後になります。議案第二十五号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、本規則第二別表に定められております義務教育等教員特別手当額につきまして、新たな給与表の各級各号に応じた額を規定するものとございます。

以上、九つの議案、いずれも平成二十三年四月一日の施行を予定してございます。いずれの議案につきましても、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、二十二区同一内容で改正をするものとございます。

委員長
以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(委員一同　　―――　　質疑なし)

委員長

それでは、各議案について何か意見はありませんか。

(委員一同　　―――　　意見なし)

委員長

意見がなければ討論を終了いたします。

それでは、各議案について順にお諮りいたします。

初めに、議案第十六号「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につい

て、異議ありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

続いて、議案第十八号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、異議はありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

続いて、議案第十九号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、異議ありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

続いて、議案第二十号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について、異議ありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

続いて、議案第二十一号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」

について、異議ありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

続いて、議案第二十二号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、異議ありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

続いて、議案第二十三号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、異議ありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

続いて、議案第二十四号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、異議ありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

続いて、議案第二十五号「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」につ

いて、異議ありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

以上、九つの議案のいずれについても異議なしとのことです。いずれも原案のとおり決定いたしました。

最後に、報告事項の「公立学校教職員の処分について(報告)」に移ります。

本件については秘密会といたしましたので、一度委員会を閉めさせていただきます。本件の所管以外の方は退室をしてください。

(以下秘密会)

委員長

それでは、委員会を再開いたします。

本日の予定案件はすべて終了いたしました。

事務局からその他報告等ありますか。

教育部長

二十三年度の教育施策連絡会というものが予定をされておりまして、四月八日午後二時から三時四十五分でございますので、ご都合のほうをお伺いできればと。

委員長

当初、花祭りでもちつきだったのですけれども、それもバツになりましたので、伺います。

教育部長

ありがとうございます。

高野委員

これ、二時ですよね。

教育部長

はい。もし、こちらのほうが都合よろしければ、区役所へお越しただければ、こちらから庁有車で伺う予定でございます。現地のほうが都合よろしければ現地で合流という形をとらせていただきたいと思います。

小林委員

私は直接に参ります。出席させていただきます。

教育部長

ありがとうございます。

青山委員

済みません。私は東京都のホームレスの協議会の会議が重なっております。欠席させていただきます。

教育部長

では、東京教育委員会の教育施策連絡会につきましてはよろしく願いをいたします。続きまして、お手元の教育委員会の日程でございます。今、この情報連絡会がございましたので、四月八日の教育委員会を十三日に変更させていただきます。会場がこの特別会議室から本庁舎四階の庁議室において開催いたしますので、よろしく願います。

以下、記載のとおりの変更が入っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、裏面でございますが、小・中学校入学式等を記載してございますので、よろしく願い
いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

高野委員

確認させてください。

八日の二時が都庁ですね。それから、飛んで二十二日金曜日でもいいのですね。
教育部長

いいえ、十三日水曜日でございます。

高野委員

これは、教育委員会は一時半ですね。わかりました。

青山委員

二十二日は教育委員会もあるのですね。

教育部長

はい。

委員長

二十二日は一時半でいいのですか。

教育部長

はい。一時半で結構でございます。

委員長

それで、四時半ですね。

青山委員

一時半から四時半まで教育委員会をやるのですね。

教育部長

ごめんなさい。これ、間違っていますね。三時からですね。

青山委員

大抵そうですよね。

教育部長

申しわけございません。

委員長

教育委員会が？

教育部長

はい。教育委員会が三時からでございます。

委員長

教育委員会が三時ですか？

教育部長

はい。四時半から退職校長への感謝状贈呈式を開催いたしますので。済みません。これは記載漏れでございます。申しわけございません。

青山委員

それが四月二十二日金曜日ですよね。三時から教育委員会で四時半からサンパールですよね。

教育部長

はい。

青山委員

例年そういう感じですよ。

高野委員

これはじかにサンパールでいいのですね。

青山委員

いや、三時に教育委員会です。

高野委員

そうですか。わかりました。

教育部長

こちらで委員会を終えてからサンパールへ伺います。

今のところなのですが、例年ですと感謝状贈呈式の後に懇親会を予定しておりますが、先ほどご報告いたしましたように、夜間は利用しないという申し合わせもやっておりますので、簡単な茶話会程度の懇談会になってしまいう可能性もございます。まだ完全に組み立ててございませんけれども。

青山委員

皆さん、職場の歓送迎会とかはどうするのですか。

教育部長

今、どうしようかというふうに思っているところなのです。

高野委員

それはやってもいいのではないですか。

教育長

きょうも本当はあったのですけれども、中止になりました。

高野委員

そうですか。

教育部長

きょうは部長の送別会がありました。：：。きのうも実は部長の送別会がありました、二日続けて中止ということで見送っているのです。記念品というのが一部会費のほかに含まれておりますので、記念品は送るということで、送別会は中止になりました。

青山委員

私、きょう、ゼミの卒業生の追い出しコンパをやることになっているのです。盛大にやらせます。

高野委員

おめでたいですね。

青山委員

みんな就職してしまうから、後でやろうというわけにいかないのです。

小林委員

そうですね。やはりやるときにはやらないと。

青山委員

地方に行く人や東北に行く人もいるし。

委員長

では、よろしいですか。

ほかに何かありますか。

教育部長

今、内示をしております教育委員事務局の人事につきましても、後ほど文書付議をさせていた
だきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

もうよろしいですか。

教育部長

はい、結構です。

委員長

それでは、以上をもちまして、教育委員会第六回定例会を閉会いたします。
長時間お疲れさまでございました。

――
了――